

## COVID-19に係る特別措置についての補足・注意事項

心臓血管外科専門医認定機構では、2020年に「COVID-19に係る認定期限の特別延長措置」として、以下の2点を全専門医に対して有効とする方針を発表致しました。

1. 2020年12月31日～2024年12月31日に有効期限を迎える心臓血管外科専門医資格を一律1年延長とする。
2. 5年間での更新を希望する心臓血管外科専門医に対しては、例年通り更新申請を受け付けて審査を行う。来年以降も専門医取得後5年を経過した時点で更新を希望する専門医に対しては同様に対応する。

これについて、各年の具体的なお手続きの方法とよくあるご質問への回答ならびに注意点をご案内申し上げます。

### 記

1. 「認定期限の1年延長」は2024年までの全専門医に対して有効ですが、実際の運用としましては、各年の更新該当者の中で「通常更新」「通常猶予」のどちらも選択されなかった方に対してのみ「1年延長」の適用を行っています。  
そのため期限が1年後となった証明書が発行されるのは「当初の更新年の最終判定終了後」となりますのであらかじめご了承ください。
- 例) 当初の認定期限が2023年末までの専門医は、  
2021年時点で「2024年末までの認定証」を発行することはできません。
2. 特別措置の1年延長を希望される方は、各年の更新受付期間に「申請書類を提出しない」ことで自動的に適用となります。(延長希望の連絡不要)  
「留学、療養、出産等を理由とした通常の猶予申請」とお間違えのないようご注意ください。
3. すでに通常の猶予申請を行い1年または2年の猶予を得ている専門医であっても、この特別措置は有効です。

4. 特別措置の1年延長が適用されたあとで、通常の猶予申請が必要となった場合でも、ご申請頂けます。(最大で合計3年までの猶予)

5. 特別措置の1年延長を行ったあとの有効業績期間は、申請締切日までの<直近6年間>です。

例)当初認定が2017年1月1日～2021年12月31日の専門医が1年延長し2022年末が期限となった場合、2022年の更新申請時には、2016年9月1日～2022年8月31日までの業績が有効。

※但し専門医申請用システムは5年毎更新にのみ対応しているため、直近5年間に越える分の症例を申請に利用する場合には、紙の手術記録で提出頂くこととなります。

(システム反映分だけで必要症例数が満たされていれば不要です。)

6. 外科専門医の連動更新については、ホームページに掲載の「心臓血管外科専門医と外科専門医の連動更新手続きについて」のご案内をご覧ください。

以 上

各年の更新申請時期が近づきましたら、更新該当の専門医へは当機構から個別のご案内を差し上げます。必ずお受け取り頂けますよう、郵便物送付先の変更、メール連絡先の変更はお早めに届け出て下さい。

なお、通常の更新申請をご希望になる場合には、前年の手引き等を参考に必要条件をよくご確認いただき、ご不明点がある場合には申請締切までのお時間に余裕をもってご質問頂きますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

心臓血管外科専門医認定機構 事務局

cvs-master@umin.ac.jp